

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（農地環境整備事業）					
地区名	つくば地区					
事業箇所	豊田市余平町 外					
事業のあらまし	<p>本地区は、豊田市の中心部より北東におよそ30km離れた中山間地域（旧旭町）の8集落から構成される水田地帯である。</p> <p>地区の農業基盤は、昭和53年から63年にかけて県営及び団体営ほ場整備等により整備されたが、完了後30年以上が経過し、開水路の老朽化、農地法面の崩壊、一部の農地には湿田も見受けられ、営農に支障をきたしている。また、高齢化・過疎化の進展により耕作放棄地も年々増加している。</p> <p>本事業は、これらの老朽化した施設の整備を行い、農作業及び維持管理の省力化を図ることで、優良農地を保全し、あわせて農作業放棄による農地の荒廃を防止することを目的とする。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>老朽化施設等を整備することにより、耕作放棄地の防止を図り農業者の確保と中山間地域の優良農地の保全を図る。</p>					
事業費	事業費		内訳			
	9.1億円		■工事費 6.5億円、■用補費 0.2億円、■その他 2.4億円			
事業期間	採択予定年度	平成 29 年度	着工予定年度	平成 30 年度	完成予定年度	平成 34 年度
事業内容	<p>(生産区域)</p> <p>用水路工 6.9km、排水路工 10.4km、農地保全工 8.5ha、暗渠排水工 9.6ha</p> <p>(保安全管理区域)</p> <p>遊水池 0.1ha、排水路工 0.4km</p>					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区は、農業基盤の1次整備は実施されている。しかし、一部の用排水路施設は老朽化が進み、施設の破損・老朽化及び不等沈下による流水阻害や断面不足を起し、日々の水管理に多大な労力を費やしている。また、湿田や農地法面の崩れなどの問題が起きており、日々の営農に支障をきたしている。</p> <p>こうした状況の中、今後優良農地のさらなる利活用を促すため、老朽化した用排水路の整備を行うとともに、耕作放棄地の防止を図り、周辺の優良農地への悪影響を防ぐためにも、本事業を早急に進める必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>農村環境の荒廃や農業存続への不安要因となっている施設の老朽化等に速やかに実施し、耕作放棄地防止及び優良農地の保全を図る必要があるため。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	2) 事業計画及び実績						
			H29	H30	H31	H32	H33	H34
	工種 区分	調査・設計	←	→				
		用地補償		←				→
工事(生産区域)								
・用水路工			←				→	
・排水路工			←				→	
・農地保全工			←				→	
・暗渠排水工			←				→	
工事(保全管理区域)								
・遊水池				←			→	
・排水路工				←			→	
	事業費(百万円)		737				177	
	3) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。						
	判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。					
		【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。						
III 対応方針								
事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。							
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容								
<input checked="" type="checkbox"/> 対象(事業完了後5年目) <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・生産区域及び保全管理区域における営農状況								